児童

!を支給します。

所

召得制

限

4 8

9

子を養育

する方を対象に、

月額

万三

市

コ

夕



子ども手当の支給を 開始します

中学校修了前の児童一人につき月額13,000円を支給

児童手当が子ども手当に変わります

今まで

児童手当

対象児童 小学校修了前

所 得 所得制限あり

金 額

子ども一人につき 月額5,000円または10,000円 これから

子ども手当

対象児童 対象年齢が拡大 中学校修了前

所 得 制限が撤廃

所得制限なし

金 額 受給額が増加 子ども一人につき 月額13,000円



初回支給日

6/11(金)

- ・新たに認定を受ける方は、4・5月の2カ月分を支給
- ・児童手当を受給していた方は、2・3月の児童手当と
 - 4・5月の子ども手当の計4カ月分を支給

支給月は6月、10月、2月。13日前後に、前4カ月分の手当を口座に振り込みます

手続きが必要な方がいますのでご確認ください

3月末時点で児童手当の受給者だった

4/1 (木) 現在、中学 1年以下の児童に 加え、中学2年~3 年の児童とも生計 を同じくしている



いいえ

4/1(木)現在、 中学3年以下 の児童と生 計を同じくし ている





はい

いいえ

手続き不要

4月末までに 認定通知書 を送付します

はい

手続きが必要

4月末までに 額改定請求書 を送付します

同封の返信用封筒で返送

手続きが必要

4月中旬までに 新規認定請求書 を送付します

同封の返信用封筒で返送

認定された方に認定通知書を順次送付

支 給

6/11(金)に支給

6/11(金)から順次支給を開始 支

給

- ・支給は月1回の定められた日になります
- ・書類の受け付けから認定まで数日かかります。返送はお早めに

通知書・請求書が届かない場合はお住まいの区の区役所保健福祉課へお問い合わせください

こんな方はご注意を!

い同月対世児い

封の案内文をご確認ください。童手当を受給できなかった世界は、手続きが必要です。対帯は、手続きが必要です。対帯は、手続きが必要です。対

給されるもの。中学校の支給日は六月十一日の支給日は六月十一日の

中学校修了前 従来の児童手

当の支給が始まりま成長を目的とした、

ŧ

日 す。

金で

す。

童

の

健

Þ

か

な

n

ま

せ

E 初

るは中あ

回手

得制生

児

童

児童と別居している父母

児童と父母が別居している場合、 児童の世帯主の方に新規認定 請求書を送付しますが、仕送りや 養育の状況によって、父母が受 給者になる場合があります。詳し くはお問い合わせください。

公務員の方

新規認定請求書が自宅に送付さ れますが、返送は不要です。勤務 先で手続きをお願いします。

手当の寄付を希望する方は、市コー ルセンター 222-4894 にお問い合 わせください。寄付金は市の子ども 施策の充実に役立てます。